国民健康保険及び後期高齢者医療保険にご加入のみなさまへ

令和6年12月2日から現行の保険証は新たに発行できなくなります。

ただし、現在お使いの保険証は記載されている有効期限までご利用いただけます。

なお、12月2日からは住所等券面情報に変更があった場合や保険証を紛失した場合、または、12月2日以降に新たに加入される方は基本的に次のとおりとなります。

●保険証利用登録がされたマイナンバーカード(マイナ保険証)をお持ちの方

医療機関等を受診の際は「マイナ保険証」をご利用ください。

●マイナ保険証をお持ちでない方

「資格確認書」を交付しますので、医療機関等を受診の際は「資格確認書」をご利用ください。

現在保険証をお持ちの方も、マイナンバーカードの保険証利用登録がお済みでしたら、マイナンバーカードで医療機関 等を受診できます。

マイナンバーカードをお持ちでない方、マイナンバーカードを持っているが保険証利用登録をされていない方は、マイナンバーカードの保険証利用登録を今一度ご検討ください。

●マイナ保険証の利用登録解除について

本人の希望により、マイナ保険証の利用登録を任意解除することができます。解除をご希望の場合は、役場④番窓口まで申し出てください。ただし、解除データ反映には時間を要します。

O 資格確認書は全員に交付されないのでしょうか?

A 12/2 以降の資格確認書交付イメージは次のとおりとなります。

| | 国民健康保険 | | 後期高齢者医療保険 | |
|----------|----------------|-------------|-----------|-------------|
| | 加入済みの | 新たに加入される方 | 加入済みの | 新たに加入される方 |
| | 方 | 券面情報に変更のある方 | 方 | 券面情報に変更のある方 |
| マイナ保険証あり | △ (※) | Δ | △ (※) | • |
| マイナ保険証なし | O (%) | 0 | ○ (※) | 0 |

○:交付(申請不要)

●:交付(申請不要。ただし、R7.7 末までの暫定措置。)

△:申請により交付(本人のマイナ保険証使用が困難、その他特別事情の場合など。)

※:発行済み保険証の有効期限内は資格確認書の交付は行いません。

(注1):加入・変更手続きは別途必要となります。

(注2):「再交付」の際はいずれも申請が必要となります。

Q 保険証のほか、医療機関等に提示する限度額適用認定証等はどうなりますか?

A マイナ保険証をご利用の方は、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、高齢受給者証及び特定疾病療養受療証の提示は不要となります。なお、限度額適用認定証等もそれぞれ記載されている有効期限までご利用いただけます。紛失等による再発行も一定期間中は可能です。

資格確認書をご利用の方は、限度額適用認定証等の内容を資格確認書に併記することができます。ただし、一定条件を満たす方を除き、資格確認書へ併記するには申請が必要です。

マイナ保険証に対応していない医療機関等を受診する場合は、保険証(または資格確認書)と限度額適用認定証等の 提示が必要となります。

【問い合わせ】健康推進課 保険年金係(☎内線2055・2056)/ 和歌山県後期高齢者医療広域連合(☎073-428-6688)